

令和3年度 文教委員会資料①

【陳情第102号】

宮前区役所での司法書士相談で差別的な言動をとられた事とその後の市の対応についての陳情

資料

区相談事業（司法書士相談）の実施状況について

市 民 文 化 局

（令和3年11月18日）

目的 生活の中で生じる困りごとなどへのアドバイスを通じ、市民生活の向上に資することを目的に実施。

1 概要

(1) 経過概要

昭和49年7月 登記相談を開始
 平成 4年 相続・遺言・成年後見に係る相談を追加
 平成15年 クレジット・サラ金相談を開始
 平成28年 司法書士相談(先着制)、司法書士相談(クレジット・サラ金相談を含む予約制)に名称変更
 平成29年 司法書士相談(先着制)、認定司法書士相談(予約制)に名称変更
 令和 2年7月 司法書士相談及び認定司法書士相談を予約制電話相談に変更

(2) 実施方法

司法書士法第14条において設立が義務付けられている神奈川県司法書士会川崎支部と業務委託契約を締結し実施

- ①委託料 令和元年度 797,161円
令和2年度 819,973円 ※コロナ禍における減額を除く当初契約金額
令和3年度 804,694円
- ②実施回数 司法書士相談:各区月1回
認定司法書士相談:各区月1回 令和3年度実施予定回数158回
- ③相談時間 1人25分程度 ※同一案件での相談は1回限り
- ④対象者 川崎市に在住、在勤又は在学の方
- ⑤相談費用 無 料
- ⑥その他 市民が安心して気軽にあらゆる相談ができる機会を提供するために「匿名相談」として実施。

3 運営方法

(1) 相談環境

各区役所に設置されている相談ブース(密室空間)において、令和2年4月までは対面で実施。令和2年7月からはコロナ禍の対応として電話相談を実施。

(2) 相談対応者

神奈川県司法書士会川崎支部所属 司法書士

(参考)司法書士法 抜粋

- 第2条 司法書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。
- 第47条 司法書士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、法務大臣は、当該司法書士に対し、次に掲げる処分をすることができる。
 - 一 戒告
 - 二 二年以内の業務の停止
 - 三 業務の禁止

(3) 実施報告

相談ごとに司法書士相談カードを作成し、相談日時・担当者・相談要旨・回答要旨を把握。

(4) 苦情対応

相談者からの申し出、相談カード、相談実施機関である区役所への聞き取り等に基づき、内容に応じて受託者である神奈川県司法書士会川崎支部への情報提供又は申入れを行う。 <申入件数>平成22年度に1件

2 現状

(1) 相談実績

司法書士相談	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談件数	347件	351件	196件

認定司法書士相談	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談件数	355件	336件	205件

(2) 主な相談内容(相談件数の多い順)

相続・遺言、不動産登記、不動産(登記以外)、成年後見、債務整理、借地借家、会社・法人登記、財産管理、家族信託、裁判手続等

4 陳情に対する本市の考え

・相談時に司法書士の態度が急変し、まともに話を聞いてくれなかったという事実は確認できず、また、本市が調査を実施していないという事実もありません。
 ・複雑化・多様化する社会状況において、市民が自己の財産状況や親族状況、健康状態等の極めて秘匿性の高い個人情報了他者に共有されることなく、安心して、気軽に専門家に相談できる機会の充実に向けて、引き続き神奈川県司法書士会川崎支部及び各区役所と連携し、適切に取り組んでまいります。

5 その他

■司法書士相談業務委託契約について

本市と神奈川県司法書士会川崎支部が締結している契約は「準委任契約(民法第656条)」であり、契約上、本市は個々の従事者に対する指揮監督権等は有しません。